

## 報告第17号

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月31日提出

川崎市長 福田紀彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	6. 1. 26	円 5,650	令和5年5月4日、幸区で、本市大型ごみ中継車が、踏切内に進入した際、下がってきた遮断かんに接触し、破損させたもの
2	環境局	6. 1. 30	円 52,800	令和4年11月12日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
3	環境局	6. 1. 30	円 239,000	令和5年12月7日、被害者宅に隣接する集積所で、本市小型ごみ収集車が収集作業中、バケットから汚水が飛散し、被害者所有のブロック塀等を汚損させたもの
4	環境局	6. 2. 1	円 52,800	令和5年9月13日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
5	環境局	6. 2. 14	円 153,000	令和5年4月5日、被害者宅先路上で、走行中の本市小型ごみ収集車が、前方から自転車で走行してきた児童を驚かせて転倒させた際、当該自転車が被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの

6	環境局	6. 2. 16	円 136,840	令和5年12月13日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
7	環境局	6. 3. 27	円 154,000	令和5年12月20日、中原区で、本市大型コンテナ車が、当該大型コンテナ車から被害者所有のコンテナを取り外した後、当該コンテナの電源プラグを接続したまま発進したため、当該電源プラグ等を破損させたもの
8	環境局	6. 4. 10	円 28,600	令和6年2月3日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、方向転換のため当該敷地に進入し、切り返しをした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
9	高津区役所	6. 2. 29	円 149,600	令和5年12月11日、被害者宅先丁字路で、本市道路維持作業車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有のブロック塀及びフェンスに接触し、破損させたもの
10	経済労働局	6. 3. 29	円 105,778	令和6年1月5日、中央卸売市場北部市場関連商品売場棟2階で漏水があり、倉庫に置かれていた被害者所有の商品を汚損させたもの
11	経済労働局	6. 3. 29	円 479,196	令和6年2月26日、中央卸売市場北部市場水産棟2階で漏水があり、倉庫に置かれていた被害者所有の帳票等を汚損させたもの
12	環境局	6. 3. 11	円 24,530	令和6年1月17日、多摩区で、本市職員が、ごみの収集作業中、路上に落下した収集中のごみが、前方から走行してきた被害者所有の小型トラックに接触し、破損させたもの
13	建設緑政局	6. 3. 28	円 330,000	令和5年9月20日から同年10月20日までの間に、生田緑地内で、樹木の枯れ枝が落下し、隣接する被害者所有のフェンス等を破損させたもの
14	建設緑政局	6. 3. 29	円 296,230	令和5年10月31日、多摩区で、被害者所有の軽自動車が、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該軽自動車を破損させたもの
15	消防局	6. 3. 15	円 181,500	令和5年12月6日、高津区で、消火活動中の消防隊員が、隣接する被害者所有のフェンス上に延長した消防用ホースを引いた際、当該消防用ホースの重みにより、当該フェンスを破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	2.6.18	中原区内 都市計画 道路荻宿 小田中線 (Ⅲ期) 道路築造 (立体交 差化)工 事	横浜市神奈川区金港町7 番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	完成期限 令和6年 3月31日	完成期限 令和6年 9月30日	6.3.29	増工や工 法変更など により、ト ンネル部な どの地下工 事に時間を 要したため、 完成期限の 変更を行う もの。
91	2.6.18	五反田川 放水路設 備その2 工事	東京都中央区銀座7丁目 14番1号 荻原実業株式会社 代表取締役 阿部 亨	契約金額 2,320,855,900 円	契約金額 2,436,415,300 円	6.3.25	現場精査 を踏まえた 設計数量の 増減による 契約金額の 変更を行う もの。
105	3.6.17	五反田川 放水路設 備その3 工事	福岡市博多区東光2丁目 7番25号 株式会社 正興電機製作 所 代表取締役社長 添田 英俊	契約金額 621,393,300 円	契約金額 672,674,200 円	6.3.25	現場精査 を踏まえた 設計数量の 増減による 契約金額の 変更を行う もの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
70	4.6.23	坂戸小学校校舎増築その他工事	川崎市中原区丸子通1丁目640番地5 大山・沼田・露木共同企業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 生井 賢一 構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直巳	契約金額 2,178,000,000 円  完成期限 令和6年 3月29日	契約金額 2,366,236,400 円  完成期限 令和7年 2月28日	6.3.28	工事中の水路機能保全及び歩道等の安全性確保の検討等に期間を要したため完成期限の変更及び、公共工事設計労務単価等の改定(令和4年3月)に伴う特例措置、川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うもの。

183	4.12.15	生田住宅 新築第1 号工事	川崎市幸区小倉3丁目3 番5号 株式会社 ハヤカワ 代表取締役 早川 祐樹	契約金額 701,800,000 円	契約金額 771,652,200 円	6.3.4	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項の 規定に基づ く契約金額 の変更及び、 地盤改良に おける改良 範囲の変更 等が生じた ため、契約 金額の変更 を行うもの。
-----	---------	---------------------	---	--------------------------	--------------------------	-------	--

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	6. 4. 3	市営住宅の使用料の決定に係る収入状況の報告の請求に応じず、近傍同種の住宅の家賃とされた使用料の額に満たない無効な供託をし、滞納使用料の不存在及び使用料の額の確認を求める訴えの提起をした被告に対し、滞納使用料2,318,400円及び延滞金の支払を求めるもの
2	6. 1.23	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料448,700円、延滞金及び令和5年10月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月61,900円の支払を求めるもの
3	6. 4.25	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料761,651円、延滞金及び令和6年1月6日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月83,400円の支払を求めるもの
4	6. 4.25	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料179,832円、延滞金及び令和5年12月22日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,400円の支払を求めるもの

5	6. 4. 25	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに令和6年2月1日から同月16日まで及び同年3月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月71,300円の支払を求めるもの
---	----------	--